

居宅介護支援センター瑞寿苑 指定居宅介護支援事業運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人東晴会が開設する居宅介護支援センター瑞寿苑指定居宅介護支援事業所（以下、「瑞寿苑」という。）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、瑞寿苑の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 瑞寿苑における指定居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、関係医療機関、指定特定相談支援事業所等との連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 居宅介護支援センター瑞寿苑
- (2) 所在地 宇都宮市上桑島町1476番地2

（職員の職種、員数）

第4条 事業所に勤務する職員、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 介護支援専門員 3名以上
- (3) 事務職員 1名以上

（職員の職務内容）

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、瑞寿苑の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

- (3) 事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 瑞寿苑の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、土曜日は不定期、必要に応じる。
また、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分とする。
但し、土曜日は、午前9時00分から午後1時00分とする。
尚、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容及び提供方法)

第7条 瑞寿苑の行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員等がその提供にあたる。

- (1) 要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅介護サービス計画を作成する。相談を受ける場所については、利用者宅や相談室等とする。
- (2) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護保険指定居宅サービス提供事業者その他の者との連絡調整等を図る。
- (3) 当該要介護者が介護保険施設等への入所を要する場合は、介護保険施設等への紹介その便宜の提供を行う。
- (4) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項を実施する。
- 2 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当たっての課題分析を、標準項目を網羅した様式を用いて行うものとする。
- 3 介護支援専門員は、介護サービス計画の原案に位置付けたサービスについての調整等を図るため、当該サービス担当者を招集してサービス担当者会議を開催するものとする。尚、サービス担当者会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得るものとする。尚、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守するものとする。
- 4 介護支援専門員は、第1項各号に規定する指定居宅介護支援を行うため、1月に1回以上利用者宅を訪問するものとする。要件を満たす場合には、テレビ電話装置等を活用し、2か月に1回の居宅訪問での面接も可能ではあるが、原則訪問での面接を行う。

(利用料及びその他の費用)

第8条 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生労働省に定める告知上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援事業に要した経費は、その実費を徴収

する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 瑞寿苑から、片道1km当たり30円とする。

- 3 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で通知した上で、支払に同意する旨の文書に署名押印を受けるものとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次の市町村とする。

(1) 宇都宮市

(身分を証する書類の携行)

第10条 介護支援専門員がその職務を行う場合は、その身分を示す書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 瑞寿苑は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して対処した内容について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 瑞寿苑は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 瑞寿苑は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 瑞寿苑は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 瑞寿苑が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族又は代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持)

第14条 瑞寿苑は、介護保険法 第69条の37（秘密保持義務）に則り、正当な理由なしに、業務に関して知りえた人の秘密を漏らすことを禁止する。介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を他人に漏洩しない。

3 従業者と雇用契約するときは、従業者ではなくなった後も業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他人に漏洩しない旨の契約内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 瑞寿苑は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するために従業者に対し研修計画を定め定期的に研修を実施する。

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。

(5) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。

(6) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 瑞寿苑は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第16条 瑞寿苑は、事業所内において感染症が発生し、またはまん延しないように次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所内における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員等に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の作成等)

第17条 瑞寿苑は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 瑞寿苑は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的

に実施するものとする。

- 3 瑞寿苑は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第18条 瑞寿苑は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（ハラスメント対策の強化）

第19条 瑞寿苑は、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の防止のため、雇用管理上の措置を講じるものとする。

- （1） 瑞寿苑は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、介護支援専門員等への周知、啓発を行う。
- （2） 瑞寿苑は、提供した居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からのハラスメントに迅速かつ適切に対応するための体制を整え、居宅介護支援専門員等の相談に応じ、必要な措置を講じるものとする。

（会議や多職種連携におけるICTの活用）

第20条 指定居宅介護支援を行うにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定される介護保険等関連情報等を活用し、法人本部と連携しPDCAサイクルを構築・推進し、提供するサービスの質の向上に努めるものとする。

※ PDCA サイクルとは、業務の質をより良くするための循環型のプロセス。Plan（計画の立案）、Do（計画の実行）、Check（実行したことに対する評価）、Action（今後に向けての改善）からなる。

（記録の整備）

第21条 瑞寿苑は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、完結した日から最低5年間は保存するものとする。

（電磁的方法による諸記録の作成・記録・保存・交付等）

第22条 瑞寿苑は、指定居宅介護支援に関する諸記録の作成、保存等を電磁記録により行うことができるものとする。電磁記録により行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の遵守を図る。

- 2 瑞寿苑は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、

締結その他これに類するもの) について、事前に利用者及びその家族等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができるものとする。尚、電磁的方法により行う場合には、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の遵守を図る。

(重要事項及び苦情処理の掲示又は備え付け、ウェブサイトへの掲載)

第23条 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項、苦情処理を掲示又は閲覧可能な形で当該指定居宅介護支援事業所内に備え付けるものとする。又、ウェブサイトに掲載するものとする。

(研修の実施)

第24条 瑞寿苑は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該法人内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。研修内容は主に下記とする。

- (1) 採用時研修(採用後3月以内)、継続研修
- (2) 感染症予防・蔓延防止(年2回以上)
- (3) 業務継続
- (4) 倫理及び法令遵守
- (5) 権利擁護
- (6) プライバシーの保護
- (7) ハラスメント防止
- (8) 虐待防止
- (9) 認知症ケア
- (10) ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度
- (11) 介護予防等の事項
- (12) その他必要と思われる知識習得に関する事項

(その他の留意事項)

第25の規程に定めのない事項他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人東晴会と瑞寿苑の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、旧規程を改廃し、令和7年4月1日から適用する。